平成２２年（フ）第４１０号
兵庫県尼崎市食満６丁目17番12―207号
債務者　村田　直哉
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６３２号
兵庫県西宮市川添町７番16号、前住所兵庫県三木市さつき台２丁目５番地の３
債務者　川野　博之
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６５４号
兵庫県西宮市今津真砂町１番12―814号、従前の住所兵庫県西宮市上甲子園４丁目14番13―303号
債務者　瀬戸　英世
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６８３号
兵庫県尼崎市水堂町１丁目６番１号
債務者　松岡　ヨネ
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７２３号
兵庫県尼崎市神田北通３丁目36番地の２
ユーポート二光503号
債務者　上地亘こと　崔　　亘（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０３６号
広島県廿日市市佐方４丁目10番26号
債務者　海老原　愛
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０６５号
広島市安佐南区古市４丁目４番28―302号
債務者　和久利　修
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３１０号
広島市東区戸坂山根１丁目１番２―104号
サバービア山根
債務者　堀　　英雄
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３８号
宮崎市大塚台東１丁目２番地１　サンコーポラス大塚台３号棟402号
債務者　赤木　利幸
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５０号
宮崎市柳丸町81番地１　ル・グラン柳丸905号、前住所宮崎市吉原町北原甲1477番地４第一青葉ハイツ402号
債務者　後藤　洋子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４９３号
鹿児島県鹿児島市谷山塩屋町291番地
債務者　藤田みゆき
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
北海道小樽市奥沢５丁目４番11号
債務者　金澤　義洋
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１５５号
北海道小樽市銭函２丁目21番24号、前住所北海道小樽市幸３丁目32番18号
債務者　井口　大輔
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１５７号
北海道小樽市入船４丁目１番11号
債務者　中弥　広光
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１５８号
北海道小樽市入船４丁目１番11号
債務者　中弥　明美
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１６２号
北海道小樽市天神１丁目15番612号　朝日プラザサウスヒルズ小樽、前住所北海道小樽市入船４丁目26番143号
債務者　続　　恭彰
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１６４号
北海道小樽市新光５丁目13番12号　ビッグウエストⅠ３号室、前住所北海道小樽市新光５丁目13番13号　ビッグウエストⅡ
債務者　笠井　静香
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部